

令和5年11月24日

川崎市議会議長 青木功雄様

宮前区在住者

川崎市火災予防条例、同火災予防規則、同火災予防事務処理
規程等の法令の厳正な運用についての陳情

陳情趣旨

当マンションは、1985年（昭和60年）に建設され、既に37年を経過しています。当マンション内の1階住戸部分に「借室電気室」なるものがあります。この電気室は、マンション建設時に、電気容量が50kWを超えるため東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電」という。）とマンション開発業者との間で「電気室借用契約書」を締結し、電気を高圧で借室電気室に引き込み、借室電気室に設置してある変圧器で低圧に変換し、各住戸及び共用部へ供給しています。

内容ですが、建物が存在する限り、マンション側がこの電気室（約13㎡）を東電へ無償貸与するという内容で、東電は変圧器などの電気供給施設については安全面のみ保守管理するが、環境面は関与しないというものです。したがって、防音材はマンション側が設置しています。また、部屋の鍵は東電のみが所持し、居住者でも勝手に入れません。このため、24時間365日、無人状態です。しかし、消火設備は、消火器が1本設置されているだけです。

2021年（令和3年）の2月頃から借室電気室からと思われる騒音（低周波騒音）があり、調査した結果、電気室に設置してある変圧器からのもので、原因は老朽化によるものと思われます。維持管理は5年に1回の目視点検（騒音測定も実施しない。）のみです。変電設備は、変圧器4台を含め新しいものに東電の責任において交換しました。

その後、今年7月に宮前消防署にこの部屋の法的規制について問合せをして

いる際に発覚したのですが、2年前の変電設備の変更についての届出がされていないことが分かりました。そこで、消防署の担当者に「それでいいのか。」と質問したら「届出がないから分からない。」というので、さらに「東電に事情聴取すべきでは。」という「権限がない。」といい、陳情者に「そちらでなぜ出さないのか東電に聞けばいいのでは。」と言いつつ放ったのです。極めて問題がある発言であります。

その後、さらに情報公開請求を通じて分かったことは、消防署には消防情報管理システムという事務システムがありますが、そのシステムに当マンション内の設置されている変電設備の概況は何も把握されておらず、ただ当マンション内1階に変電設備があるという記載のみで、変圧器の台数、形式、型番など具体的な記載は全くなく、しかも条例で義務付けられている検査月日の記載さえありません。また、設置後に変更されていても届出がされていないので、現在の状況も消防当局は全く把握できていません。

そもそも川崎市火災予防条例第62条で全出力50kWを超える変電設備の届出を義務付けているのは、電氣的な制御により火災事故を起こしたり、依然として油入方式のものが多くことから、電気火災から油火災になるおそれもあるため、変電設備の安全確保が消防法上極めて重要だからです。なお、消防局のホームページにおいても今年上半期（1月から6月）に電気火災が多発していると啓発しています。

また、あらかじめ届け出るとされており、条例第62条の規定により設置届（仕様などの添付書類を含む。）を提出させ、これらの資料に基づき審査を受けること及び工事が完了し使用開始前に検査を受けることにより、条例第14条に定める位置、構造及び管理の適正化を図るために規制しています。

については、川崎市火災予防条例、同火災予防規則、同火災予防事務処理規程等の法令の厳正な運用を行うべき下記事項について陳情します。

- 1 設置後に変電設備を変更する場合についても、条例の趣旨からあらかじめ変更を届け出させ、その計画が条例の規定に適合するかを審査・検査すること。
- 2 消防当局は、早急に、東電に実態調査を指示し、変更届を提出するよう指導し、その全容を明らかにすること。

3 消防当局は、早急に、実態を把握し、消防情報管理システムを最新の状態にすること。

陳 情 理 由

(陳情事項1について)

消防当局は、「条例で規制する位置、構造及び管理が変わる場合についても届出を求めており、設置の際の届出を基に、消防署が検査し安全を確認しています。」との方針に基づき対応していると主張します。

当マンションの場合は、消防当局のシステムには「マンション1階に変電設備」としか記載がなく、当初の現況は把握できていません。それにもかかわらず、交換後の設備と「位置、構造及び管理」の変更の有る無しがなぜ判断できるのでしょうか。当初の現状が把握できていないのに、極めて懐疑的です。しかも、交換後の設備の審査及び検査はしていません。

また、先の方針の決定文書と10年間の変更届件数を情報公開により請求したところ、「当該文書は不存在である。」との回答が来ました。組織内決定を取っておらず、事実上の方針にすぎず、また、いつ決めたのかも明確にしていません。陳情者の今回の指摘を受けて、つじつま合わせで、主張しているのではないかとの不信感を払拭できません。

特に、東電の借室電気室については、当マンションだけではなく、市内においては、設置後に変更しても変更届を提出していません。

条例は、市議会の議決を得て、市長が制定したものであり、その条例が規制している趣旨を考えれば、2年前に取り替えたときに届けていないことは、

- ① 交換時に消防当局に協議もなく、東電の勝手な考えであること、
- ② 消防当局は、当マンションにおいて2年前に建設当時の変電設備が変更されていても、変更の事実はもとより、建設時の変電設備の種別、台数、型番、製造社などを全く把握していないこと、
- ③ 届出がないことから消防当局が電気設備の仕様等を書面で確認できず審査・検査ができないこと（3の項でも述べているが電気設備設置届を受理したときは、消防情報管理システムに入力し、当該届出に係る防火対象物の検査をしなければならない。）、

④ それにもかかわらず、位置、構造及び管理は変わらないとなぜ判断できるのか合理的な理由がないこと、から大きな問題です。

今回、変更届が出されていない事実が明らかになったのは、陳情者からの指摘があったからです。指摘しなければ、消防当局は取り替えた事実を今後も把握できずにいたわけです。にもかかわらず、「位置、構造及び管理は変わらない。」から届出の提出は不要と判断しました。本末転倒です。このことは、繰り返しになりますが、条例であらかじめ設置届を出させている趣旨を大きく逸脱し、市民の代表である市議会の議決を得て市長が制定した条例の存在をも軽視することになり、重要な問題です。

設置後、変更した場合でも、まず届け出させることが条例の趣旨です。届出を受け、書類審査、現地調査し、条例第14条の「位置、構造及び管理」の判断です。しかし、本市の適正手続、法令遵守への姿勢、危機管理意識が欠落しています。

東京都、横浜市、千葉市など近隣の地方公共団体では、設置後、変更した場合でも、届出を提出させ、審査を受けさせています。

東京都は、「条例第57条は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある設備について、これを設置する場合又は設置後に変更する場合には、あらかじめ届け出ることとし、これの審査を受けること並びに工事が完了し使用開始前に検査を受けることにより、火気設備の位置、構造、管理の適正化を図るための制度を規定したものである。」（火災予防条例の解説（10訂版 東京消防庁／監修、東京法令出版））としています。また、電気設備設置（変更）届書に工事種別欄「新設、増設、改設、移設、その他」を設け、変更でもあらかじめ提出させています。

また、横浜市は、条例第74条において、「火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者（個人の住居に設置しようとする者を除く。）は、あらかじめ、当該設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて確認を受けなければならない。」と規定されており、同規則において「電気設備設置（変更）届出書」と

変更も含めています。

また、千葉市は、条例第44条の規定で、

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次の各号に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。

2 前項の規定により届出をした設備を使用しようとする者は、使用開始前に、当該設備について消防署長の検査を受けなければならない。

3 第1項の規定は、同項（第18号を除く。）の設備を廃止する場合について準用する。

と、設置届、変更、廃止についても定めており、いずれも事前届出であります。

さらに、明石市においては、条例の運用基準を公表しており、その基準によれば「本条（第46条）の趣旨から、設置後に設備を変更する場合についても、あらかじめその旨を改めて消防当局に届け出たうえで審査を受けなければならない。」と明確に記載し、きめ細かな運用を実施しています。

そこで、本市に運用基準について情報公開請求しましたが、運用基準は「不存在」との回答です。また、「条例で規制する位置、構造及び管理が変わる場合についても届出を求めており、設置の際の届出を基に、消防署が検査し安全を確認しています。」との方針の決定文書さえ不存在との回答です。他の地方公共団体と比べて行政事務遂行能力の違いが明らかに見られます。むしろ、陳情者の指摘があったので、つじつま合わせで事後に方針決定したのではないかとの疑念が残ります。

（陳情事項2について）

東電は、市内他の場所でも変更届出をしていないので、変更の実態が明らかになっていません。また、消防当局も全く把握できていません。この間、消防当局からは「あなたが東電になぜ変更届を出さないか、聞けばいい。」とか、「東電さん（なぜか「さん」付けです。）は、位置、構造及び管理が変わらないから届を出さないのですよ。」などと東電の代弁者のような発言がありました。

条例は、市議会の議決を得て、市長が制定したものであり、その条例を厳正

に運用していくのは市長であり、市長が主体的に判断すべきで、東電ではありません。東電は、市内のどの場所でも変更届を出していません。消防当局は、「位置、構造及び管理は変わらない。」から変更届出は不要としていますが、変更届出（設備の仕様、図面など添付）がないのに、なぜ条例第14条の判断ができるのか大いに疑問です。消防当局と東電との間で、「東電の変電設備は、設置後、変更しても変更届は不要」という特別な協定でもあるのでしょうか。なお、東電の借室電気室内の消火器の点検・報告については、対象数が膨大ということで例外の取扱いを実施しているようです。

いずれにしても、市民生活の安全を確保する上から、消防当局は、早急に、東電に実態調査を指示し、変更届を提出するよう指導し、その全容を明らかにすべきです。

（陳情事項3について）

川崎市火災予防事務処理規程第30条によれば、

第30条 消防署長は、予防規則第18条第3号の規定による電気設備設置届を受理したときは、消防情報管理システムに入力し、当該届出に係る防火対象物の検査をしなければならない。

2 前項の規定による検査結果の報告は、電気設備検査報告書（第24号様式から第24号様式の5まで）により行うものとする。

と規定されています。

同規程第30条によれば、当該設備の設置届の内容は消防情報管理システムにより入力することになっているので、そのハードコピーを9月11日に情報公開請求しました。同月15日に消防署から電話があり、当該設備の設置届は旧システムにより入力されているため、当マンションの1階に変電設備が設置されているという内容だけが入力されているにすぎないことが判明しました。これでは、変圧器の台数、型式、製造社など変圧器の内容が分からず、火災を発生させるおそれのある設備を届け出させている条例の趣旨に合致していません。また、不完全な状態にもかかわらず、建設当時の設置届を保存年限の徒過により廃棄したことは大きな問題です。さらに、消防当局は反省するどころか、システムに未入力になっているのは一部だと強弁する有様です。システムの構築に税金を充てているにもかかわらず、完全な内容で入力されていません。対費

用効果への意識が余りにも欠落しています。

については、早急に、実態を把握し、消防情報管理システムを最新の状態にすべきです。

最後になりますが、日頃、救命・救急業務や消火活動に日夜、従事されていることに対しては、敬意と感謝の気持ちであります。しかし、税を原資とする公務に従事する以上、改めるべきことは改めるという反省と真摯な姿勢が必要です。